

基安発1014第3号  
平成23年10月14日

東京電力株式会社 代表者 殿  
元方各社

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第129号。以下「改正省令」という。)の施行については平成23年10月11日付け基発第1011第1号(別添1参照)により、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(以下「大臣指針」という。)については平成23年10月11日付け基発第1011第2号により示されているところです。

改正省令は、平成23年3月11日以降に東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業(以下「指定緊急作業」という。)に従事し、又は従事した労働者(以下「指定緊急作業従事者等」という。)を指定緊急作業又は放射線業務に従事させる事業者(当該労働者が転職した場合、転職先の事業者を含む。)に被ばく線量及び健康診断結果の報告を義務付けるものです。さらに、大臣指針においては、法令でさだめる健康診断以外のがん検診等を実施した場合に、その結果の報告を規定しています。

各事業者におかれては、それら報告を可能な限り効率的かつ円滑に実施するため、報告にあたり、下記事項に留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 改正省令第59条の2第1項の規定による健康診断の結果の記録の写しの報告について
  - (1) 東京電力福島第一原子力発電所における指定緊急作業又は放射線業務を実施している間、元方事業者において、関係請負人の労働者に係るものを

とりまとめて厚生労働省に報告いただきたいこと。

- (2) 東京電力福島第一原子力発電所以外の原子力発電所等で、元方事業者又は関係請負人が指定緊急作業従事者等を放射線業務に従事させる場合についても、元方事業者において、関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省に報告いただきたいこと。
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所における指定緊急作業に従事している間、一般健康診断及び電離放射線特別健康診断を実施しなかった労働者については、従事前で最も新しい健康診断結果の記録の写しを報告することが望ましいこと。
- (4) 報告に当たっては、電子データによる報告が望ましいこと。なお、各事業場において健康診断結果を電子データで管理していない場合であっても、健康診断機関において電子データを保有している場合があるので、関係する健康診断機関に確認いただきたいこと。
- (5) 電子データによる報告に当たっては、一般健康診断については別添2の形式により、電離放射線特別健康診断又は臨時健康診断については別添3の形式により、CSV フォーマットで報告いただくことが望ましいこと。なお、電子データで報告いただいた場合、健康診断の個人票の写しの書面による報告は必要ないこと。

## 2 改正省令第59条の2第2項の規定による線量等管理実施状況報告について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所における指定緊急作業又は放射線業務を実施している間、東京電力において、元方事業者及びその関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省に報告いただきたいこと。ただし、線量等管理実施状況報告に記載されている労働者の住所、所属事業場等に変更があった場合は、元方事業者において、関係請負人の労働者に係る変更を取りまとめて厚生労働省に報告いただきたいこと。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所以外の原子力発電所等で、元方事業者又は関係請負人が指定緊急作業従事者等を放射線業務に従事させる場合については、元方事業者において、関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省に報告いただきたいこと。
- (3) 報告に当たっては、電子データによる報告が望ましいこと。電子データによる報告に当たっては、別添4の形式により、CSV フォーマットで報告いただくことが望ましいこと。なお、電子データで報告いただいた場合、電離放射線障害防止規則様式第3号の書面による報告は必要ないこと。

## 3 大臣指針に基づくがん検診等の結果の報告について

- (1) 大臣指針第2の2に定めるがん検診等の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、大臣指針第3の1の(2)に定めるところにより、受診者

- の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む結果を報告いただきたいこと。
- (2) 報告に当たっては、電子データによる報告が望ましいこと。電子データによる報告に当たっては、一般健康診断に該当する検査については別添2により、その他の項目については別添5の形式により、CSV フォーマットで報告いただくことが望ましいこと。なお、電子データで報告が困難な場合は、書面による報告で差し支えないこと。

基発1011第1号  
平成23年10月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行について

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第129号。以下「改正省令」という。)については、本日公布、施行されたところである。

改正省令は、平成23年東北地方太平洋沖地震によって生じた事態に対応するため、平成23年3月11日以降に東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業(以下「指定緊急作業」という。)に従事し、又は従事した労働者(以下「指定緊急作業従事者等」という。)について、長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、離職後も含めた長期的な健康管理を行うことができるよう、これら労働者を使用する事業者に対し、被ばく線量等の記録等の提出を義務付けるものであることから、下記に示す趣旨を十分に理解し、その運用に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 第1 改正省令の概要

指定緊急作業従事者等を指定緊急作業又は放射線業務に従事させる事業者(当該労働者が転職した場合、転職先の事業者を含む。)に対し、健康診断の個人票の写し、被ばく線量等の記録の提出を義務付けることとしたこと。

#### 第2 細部事項

##### 1 第59条の2について

(1) 本条第1項の厚生労働大臣が指定する緊急作業とは、厚生労働省告示第402号(平成23年10月11日)により指定された「平成23年東北地方太平

洋沖地震により電離放射線障害防止規則第42条第1項に該当する事故が発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において、平成23年3月11日以後に行う同令第7条第1項に規定する緊急作業をいうこと。

- (2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）様式第5号（以下、「様式第5号」という。）の記録には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第4項に基づく指示による臨時健康診断の結果が含まれること。報告の際は、様式第5号の「その他の検査」の項目に、一般定期健康診断以外の項目の結果が記載されるものであること。
- (3) 本条第1項の規定について、附則第2条第1項の規定により、改正省令の施行の日前に実施された健康診断の結果の記録の写しは、平成23年11月30日までに提出しなければならないこと。
- (4) 本条第2項の規定について、附則第2条第2項の規定により、改正省令の施行の日前に使用していた労働者に関する線量等管理実施状況報告書（様式第3号）は、平成23年10月31日までに提出しなければならないこと。

## 2 指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書（様式第3号）について

- (1) 様式第3号の「個人番号」には、原子力事業者が発行する「作業員証」の個人識別番号が含まれること。「作業員証」の番号が不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号が記載されたものでも差し支えないこと。
- (2) 様式第3号の「緊急作業従事以前の累積被ばく線量」が不明な場合は、同欄に放射線管理手帳の中央登録番号が記載されたものでも差し支えないこと。
- (3) 様式第3号の「作業の場所」、「作業の内容」は、報告対象者が従事した作業に関して、平成23年5月23日付け基安発0523第1号に基づき、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」が提出されている場合は、その受付番号（不明な場合は届出日）、作業件名が記載されていれば足りること。なお、作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にとっては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称（報告対象期間中に複数の工事ある場合は、主なもの）が記載されていれば足りること。
- (4) 様式第3号の「外部被ばくの実効線量」、「預託線量」は、提出日における暫定値で差し支えなく、修正があった場合は、次回の報告で修正させること。

## 3 その他

- (1) 第59条の2第1項及び第2項の規定による報告（附則第2条第1項及び第2項の規定による報告を含む。）は、電磁的記録によることが望ましいこと。

と。

(2) 電磁的記録で提出される場合は、以下の事項に留意すること。

- ア データ出力形式は、CSV形式とすること
- イ 提出媒体は、DVD等のメディアによること
- ウ 修正については随時提出することができること

## ● 一般健康診断に係る提出形式（フォーマット）

## （留意事項）

- ・ 下記の左欄のフォーマットで提出すること。
- ・ 1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、右欄の備考に留意すること。
- ・ データはCSV形式とすることが望ましいこと。

提出フォーマット	備考
<p>健診の種類（一般健診・雇入時健診），個人番号，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，雇入年月日，性別（男・女），健診年月日，既往歴，自覚症状（なし・記述），他覚症状（なし・記述），</p> <p>身長（cm），体重（kg），BMI，腹囲（cm），右視力裸眼，右視力矯正，左視力裸眼，左視力矯正，右聴力1000Hz（所見なし・所見あり），右聴力4000Hz（所見なし・所見あり），左聴力1000Hz（所見なし・所見あり），左聴力4000Hz（所見なし・所見あり），聴力検査方法（オーディオ・その他），</p> <p>胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰検査（異常なし・記述），収縮期血圧（mmHg），拡張期血圧（mmHg），血色素量（g/dL），赤血球数（万/mm<sup>3</sup>），ヘマトクリット（%），血小板数（万/mm<sup>3</sup>），</p> <p>GOT（IU/L），GPT（IU/L），<math>\gamma</math>-GTP（IU/L），総コレステロール（mg/dL），LDLコレステロール（mg/dL），HDLコレステロール（mg/dL），トリグリセライド（mg/dL），</p> <p>血糖（mg/dL），HbA1c（%），</p> <p>尿糖（+・-・++・+++），尿蛋白（+・-・++・+++），尿潜血（+・-・++・+++），心電図（所見），</p> <p>その他の検査，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考，</p> <p>飲酒状況，飲酒開始年齢，飲酒終了年齢，1日飲酒量（日本酒換算），喫煙状況，喫煙開始年齢，喫煙終了年齢，1日喫煙本数</p>	<p>・ 年月日:年は西暦</p> <p>(貧血検査)</p> <p>(肝機能検査)</p> <p>(血糖検査)</p> <p>(尿検査)</p> <p>(心電図検査)</p> <p>・ その他の検査:同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。</p> <p>(生活習慣)</p>

## ● 電離放射線健康診断・臨時健康診断に係る提出形式（フォーマット）

## （留意事項）

- ・ 下記の左欄のフォーマットで提出すること。
- ・ 1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、右欄の備考に留意すること。
- ・ データはCSV形式とすることが望ましいこと。

提出フォーマット	備考
健診の種類（電離健診・臨時健診），個人番号，氏名のフリガナ，氏名，性別（男・女），生年月日，雇入年月日，判定と処置，健診年月日，白血球数（個/mm <sup>3</sup> ），リンパ球（％），単球（％），異型リンパ球（％），好中球棒状核（％），好中球分葉核（％），好酸球（％），好塩基球（％），赤血球数（万/mm <sup>3</sup> ），血色素量（g/dL），ヘマトクリット（％），その他，水晶体の混濁（有・無），発赤（有・無），乾燥又は縦じわ（有・無），潰瘍（有・無），爪の異常（有・無），体重，その他の検査，全身的所見，自覚的訴え，参考事項，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，医師の意見，意見を述べた医師の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年月日:年は西暦</li> <li>(血液検査)</li> <li>(目の検査)</li> <li>(皮膚の検査)</li> <li>・ その他の検査:同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。</li> </ul>

## ● 作業・被ばく状況に係る提出形式（フォーマット）

## （留意事項）

- ・ 下記の左欄のフォーマットで提出すること。
- ・ 1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとし、改行指定のある箇所では改行すること。
- ・ 入力に当たっては、右欄の備考に留意すること。
- ・ データはCSV形式とすることが望ましいこと。

提出フォーマット	備考
氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 性別(男・女), 個人番号, 緊急作業従事前の被ばく線量, 住所, 電話番号, 緊急作業時の所属事業場の名称, 緊急作業時の所属事業場の所在地, 電話番号, 現在の所属事業場の名称, 現在の所属事業場の所在地, 電話番号,	(個人識別情報) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。</li> <li>・ 生年月日: 年は西暦で記載すること。</li> <li>・ 個人番号: 作業員証の個人識別番号を記入すること。作業員証の番号が不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。</li> <li>・ 緊急作業従事前の被ばく線量: 不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。</li> <li>・ 住所、緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。</li> </ul>
対象期間(2011年〇月分), 外部被ばく実効線量(mSv), 眼の水晶体の等価線量(mSv), 皮膚の等価線量(mSv),	(対象月分累積線量) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの累積線量を報告すること。</li> <li>・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。</li> </ul>
預託線量(mSv), 測定日, 摂取日, 核種, 計測値(Bq), 核種, 計測値(Bq), 核種, 計測値(Bq), 通常・指定緊急作業の区別(通常・指定緊急), 作業の場所, 作業の内容, 安定ヨウ素剤の使用状況	(内部被ばく測定結果)  (作業の場所・作業内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業の場所、作業の内容: 指定緊急作業の場合に記入。</li> </ul>
	報告対象者が従事した作業に関して、平成23年5月23日付け基安発0523第1号に基づき、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。  作業届が提出されていない場合、元方・関係諸負人にあつては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係諸負が請け負った工事の名称を記載すること。

<p>【改行】 氏名のフリガナ，氏名，生年月日， 個人番号， 測定開始日時，測定終了日時，外部 被ばく実効線量（mSv）， 【改行】 測定開始日時，測定終了日時，外部 被ばく実効線量（mSv）， 【改行】 測定開始日時，測定終了日時，外部 被ばく実効線量（mSv）， ・ ・ ・</p>	<p>・ 安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は無しと記載すること。</p> <p>(個人識別情報)</p> <p>(外部被ばく線量)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスト1の対象期間と合わせ、緊急作業に従事している場合は1月分の日々の線量を、通常の放射線作業に従事している場合は3月分の日々の線量を提出すること。</li> <li>・ 一日の被ばく線量ごとに一行の記録とすること。</li> <li>・ 一日に複数回の線量記録がある場合は、複数行に分けて記入すること。</li> </ul>
---	---

## ● その他の検査・健康相談・保健指導に係る提出形式（フォーマット）

## （留意事項）

- ・ 下記の左欄のフォーマットで提出すること。
- ・ 1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、右欄の備考に留意すること。
- ・ データはCSV形式とすることが望ましいこと。

提出フォーマット	備考
健診の種類（その他の検査・健康相談等）、個人番号、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、実施年月日、 白内障検査方法、眼の所見、 皮膚の所見、 甲状腺刺激ホルモン TSH、遊離トリヨードサイロニン free T3、遊離サイロキシン free T4、TRAb、MCPA、抗 TPO 抗体、TgAb、甲状腺超音波、 胃エックス線透視、胃内視鏡、ピロリ菌、ペプシノゲン1 (ng/mL)、ペプシノゲン2 (ng/mL)、ペプシノゲン1/2比、 便潜血、大腸エックス線透視、大腸内視鏡、 頭部・頸部、胸部、腹部、その他の部位、 HBsAg、HBsAb、HBcAb、HBeAg、HBeAb、HCV Ab、高感度 GRP (mg/dL)、 医師の診断所見、 健康相談・保健指導の記事	・ 年月日:年は西暦 (白内障) (皮膚) (甲状腺) (上部消化管・胃) (下部消化管・大腸) (CT・MRI 等) (その他) (健康相談・保健指導)